

資料 4

個人情報取扱事務 【新規登録一覧表】

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
1	5105 (登録除外) 医師との検診等日程調整	保健福祉部	すこやか 保健セン ター	地域保健 グループ	住民を対象とする健診及び予防接種に従事していただく医師、歯科医師の日程を連絡調整する。	H17.11.7	H26.4.1	霧島市に開業している医療機関	連絡調整を図るための単なる送付先リストであるため、個人情報保護条例施行規則に該当し、登録不要	当初から取扱いのある事務	除外
2	5106 フッ化物洗口事業	保健福祉部	健康増進課	健康増進 グループ	むし歯予防及び歯科保健における意識の向上を目的としている。	H17.11.7	H26.4.1	各保育所に通所している4、5、6歳児	保育所を通じてフッ化物に対する同意書をもらう。同意しない子どもにはさせない。卒園するまで有効な同意書にしている。	当初から取扱いのある事務	
3	5108 報償費管理	保健福祉部	すこやか 保健セン ター	地域保健 グループ	健診の従事者の記録及び支払をするのに管理登録をしている。	H17.11.7	H26.4.1	健診従事者及び会議委員等		当初から取扱いのある事務	
4	5109 健康教育	保健福祉部	すこやか 保健セン ター	地域保健 グループ	生活習慣病の予防、介護予防、その他健康に関する事項についての健康に関する教育を行い、市民の健康づくりの支援を行う。	H22.2.26	H26.4.1	概ね18歳以上の市民		過年度に開始した事務	
5	5111 法定外公共物払い下げ事務	横川総合支所	産業建設課	産業振興 グループ	法定外公共物の用途廃止申請により払い下げを行う	H18.4.1		申請者		過年度に開始した事務	
6	5112 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会の運営について	生活環境部	環境衛生課	廃棄物対策 グループ	霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会設置要綱に基づき、ごみの減量化及び資源化に向けた基本的な方針及びその実施に関し必要な事項等について協議を行う。	H28.9.2		霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会委員		今年度開始した事務	
7	5113 (登録除外) 霧島市男女共同参画に関する 市民意識調査	企画部	企画政策課	男女共同 参画推進 グループ	男女共同参画計画(平成29年度見直し予定)の基礎資料	H28.4.1		霧島市在住の18歳以上の方(データ抽出時点)	調査に用いるために取得した情報であり、単なる送付先リストであるため、個人情報保護条例施行規則に該当し、登録不要	今年度開始した事務	除外
8	5114 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務	建設部	建築指導課	建築指導 グループ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を認定する。	H28.4.1		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請者、建築主、代表者、設計者、願出人		今年度開始した事務	
9	5115 建築物エネルギー消費性能基準適合認定事務	建設部	建築指導課	建築指導 グループ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している建築物の認定を行う。	H28.4.1		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請者、建築主、代表者、設計者、願出人		今年度開始した事務	
10	5116 空き家バンク制度事務	企画部	共生協働推進課	中山間地域活性化 グループ	空き家売り・貸したい所有者等よる空き家等の情報登録申込について、市のホームページ等に広く情報を公開することにより、空き家を買いたい・借りたい利用希望者とのマッチングを行う。	H28.7.1		登録申請者、登録物件利用者	提供先:鹿児島県宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会鹿児島県本部 物件に係る仲介(交渉・契約・相談)業務は、専門的資格を有する上記団体から選定された協会員に情報提供を行っている。(仲介に関する協力協定あり)	今年度開始した事務	
11	5117 霧島市放課後児童クラブ利用料減免事務	保健福祉部	子育て支援課	子ども・子育て グループ	霧島市内の放課後児童クラブの利用者のうち、一定額を下回る所得の家庭に対し、利用料を減免する。	H29.4.1		霧島市内の放課後児童クラブの利用者のうち、一定以下の所得の家庭	個人情報の収集先: 税務課	来年度から開始する事務	
12	5118 救急業務応援協定に伴う経費請求事務	消防局	総務課	総務企画係	離島から航空機によって鹿児島空港まで搬送された傷病者を搬送元の消防本部の依頼により当局の救急車が医療機関へ搬送した際の経費について、搬送元の消防本部または市町村に請求する。	H17.11.7		離島から航空機によって鹿児島空港まで搬送され、当局の救急車にて医療機関へ搬送された傷病者	個人情報の収集先: 熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、徳之島地区消防組合 生活事項のその他は、傷病者の住所が島外の場合における島内滞在地住所	当初から取扱いのある事務	

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
13	5119 (登録除外) 霧島市中小零細企業振興会議事務	商工観光部	商工振興課	商工観光政策グループ	霧島市中小零細企業振興会議の事務局として会議を運営する。(霧島市中小零細企業振興条例、霧島市中小零細企業振興会議運営規則)	H27.7.10		霧島市内に本社又は主たる事業者等を有し、事業を営む中小企業者又は農工商連携・六次産業化に取り組む農林水産業者等	霧島市中小零細企業振興会議運営規則で定める委員(非常勤の地方公務員)に関する情報であり、個人情報保護条例に規定する登録の必要のない事務にあたる。	過年度に開始した事務	除外
14	5120 期日前投票受付事務	福山総合支所	地域振興課	地域振興グループ	有権者のうち、期日前投票をしようとする者から、投票日当日に行けない理由を宣誓してもらい、選挙人名簿と照合する(公職選挙法48条の2)	H17.11.7		有権者のうち期日前投票をしようとする者	生活事項のその他:投票日当日の予定	当初から取扱いのある事務	
15	5122 森林の土地の所有者届受付事務	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	森林法第10条の7の2により、新たに森林の土地の所有者となったときは、市長に届けことが義務付けられている。市は届出内容を精査し、台帳を作成するとともに、県に報告する。	H24.4.1		平成24年4月1日以降新たに森林の土地の所有者となった者。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している者は対象外。	目的外利用:県に森林簿反映等のために提供(森林法第191条の2) 外部提供:県に森林簿反映等のために提供(森林法第191条の2)	過年度に開始した事務	
16	5124 農地中間管理事業に関する事務	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	農地中間管理事業による農地の貸し借りを推進し、農地の集積・集団化等を促進し、担い手経営向上、農地の放棄地防止を図る。(農地中間管理事業の推進に関する法律)	H26.10.1		農地中間管理機構を通して農用地を貸借する農家等		過年度に開始した事務	
17	5125 人・農地プラン推進支援事業	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	担い手への農地の集積・集約化・地域農業のあり方等をとりまとめた人・農地プランについての担い手と継続的に話し合い、見直しを進める。	H27.4.1		地域中心経営体(担い手)		過年度に開始した事務	
18	5126 牧園町園芸振興会・あいら中部落葉果樹部会に対する補助金交付事務	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	牧園町園芸振興会・あいら中部落葉果樹部会の活動に対して、補助金を交付する。	H17.11.7		牧園町園芸振興会・あいら中部落葉果樹部会	牧園町園芸振興会・あいら中部落葉果樹部会は外部団体(事務局JAあいら)	当初から取扱いのある事務	
19	5127 家きん飼養者調査	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	鳥インフルエンザに係る100羽未満の家きん(鶏等)飼養者に対する頭数調査	H17.11.7		該当者(家きん飼養者)	外部提供:鹿児島県始良家畜衛生保健所 家畜防疫上必要なため。	当初から取扱いのある事務	
20	5128 子牛セリ市場調査	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	毎月開催される子牛セリ市の市場調査を行うため、市内家畜農家から取引情報を収集する。	H17.11.7		市内家畜農家	個人情報の収集先:JAあいら畜産部	当初から取扱いのある事務	
21	5129 畜産統計調査	牧園総合支所	産業建設課	産業振興グループ	家畜飼養動向を調査し、行政、研究等の資料として活用する。	H17.11.7		畜産農家	外部提供:鹿児島県始良家畜衛生保健所 家畜防疫上必要な資料となるため 個人情報の収集先:JAあいら中部地域営農センター	当初から取扱いのある事務	
22	5130 霧島ジオガイド手配業務	商工観光部	霧島ジオパーク推進課	霧島ジオパーク推進グループ	霧島ジオパーク認定ガイドの派遣依頼があった場合にガイド手配を行う。また、主催イベント(ジオツアー等)においては、ガイドを依頼し、ガイド報酬を支払う。	H23.4.1		ジオガイド	外部提供:当日の打ち合わせのため依頼人へガイドの連絡先を事前に提供、ガイド報酬を支払調書にて税務署へ報告(報酬の総額による)	過年度に開始した事務	
23	5131 農地中間管理事業	霧島総合支所	産業建設課	産業振興グループ	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき各県に農地中間管理機構が設置されたことに伴い、本市でも当該事業を活用して農地を効率的に利用するため、交付金を活用しながら機構への農地集積を推進する。	H27.4.1		農地中間管理事業に係る権利設定者(貸人及び借人)		過年度に開始した事務	
24	5132 霧島市空き店舗等活用賑わい創出支援事業	商工観光部	商工振興課	商工観光政策グループ	空き店舗等ストックバンクに登録されている空き店舗、空き家を利用した営業を希望する創業予定者に対し営業部分の家賃補助を行うことで、まちの賑わいを創出するとともに地域商業圏の経済の活性化を促進する。	H27.4.1		空き店舗や空き家を活用して創業を希望する市民及び本市に所在地を有する法人	個人情報の収集先:収納課	過年度に開始した事務	

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
25	5133 (登録除外) 霧島市農村地域工業導入促進対策協議会事務	商工観光部	商工振興課	企業振興室	霧島市農村地域工業導入促進対策協議会の事務局として会議を運営する。	H17.11.7	H22.4.1	農業委員会委員、農業協同組合及びその他の農林業団体の代表者、農業生産者の代表、始良・伊佐地域振興局の代表者、農業技術員連絡協議会の代表者、商工会議所及び商工会の代表者、その他の学識経験を有する者	霧島市農村地域工業導入促進条例で定める委員(非常勤の地方公務員)に関する情報であり、個人情報保護条例に規定する登録の必要のない事務にあたる。	当初から取扱いのある事務	除外
26	5134 介護保険負担限度額認定に関する事務	霧島総合支所	市民福祉課	市民福祉グループ	施設等を利用している者の食費、居住費、又は滞在費について、所得・市民税課税状況に応じて自己負担限度額が決められ、申請により段階の認定を行う。	H17.11.7	H27.8.1	介護保険の認定を受けている方		当初から取扱いのある事務	
27	5135 介護保険ボランティアポイント制度	霧島総合支所	市民福祉課	市民福祉グループ	高齢者の生きがいづくりや社会参加、健康増進を目的として、介護保険第1号被保険者の社会奉仕活動を評価して、累積ポイントに応じて、申請に基づきポイント転換交付金を交付する。	H18.4.1		65歳以上の方	外部提供先:本人に同意を得て事業所に提供	過年度に開始した事務	
28	5136 (登録除外) 在宅福祉アドバイザー事業	霧島総合支所	市民福祉課	市民福祉グループ	高齢者や障害者など支援を必要とするものに、声かけや安否確認などを行う近隣保健福祉ネットワークづくりを推進し、地域保健福祉システムにより効果的な推進を図る。(霧島市在宅福祉アドバイザー活動促進実施要綱)	H17.11.7		在宅福祉アドバイザー	アドバイザーの連絡先リストであり、単なる送付先リストであるため、個人情報保護条例施行規則に該当し、登録不要	当初から取扱いのある事務	除外
29	5137 (登録除外) 65歳以上の方のリストの配布に関する事務	霧島総合支所	市民福祉課	市民福祉グループ	民生委員法第14条に規定する民生委員の職務の遂行に必要なため、民生委員児童委員に対して担当の自治会に居住する65歳以上の方のリストを配布している。	H21.6.1		基準日において、霧島市内に居住を有する65歳以上の者	65歳以上の住民の連絡先リストであり、単なる送付先リストであるため、個人情報保護条例施行規則に該当し、登録不要	過年度に開始した事務	除外
30	5138 個人番号カード事務	生活環境部	市民課	窓口グループ	個人番号カードの交付、廃止等	H28.1.1		マイナンバーカード申請者	個人情報の収集先:地方公共団体情報システム機構	過年度に開始した事務	
31	5139 霧島市新市場開拓支援事務	商工観光部	商工振興課	商工観光政策グループ	中小零細企業が新たな市場、販路を開拓し、経営基盤の強化及び地域経済の活性化、雇用創出を図るため、展示会や商談会に出店する場合、ブース料等の一部を補助する。	H28.4.1		霧島市内に本社又は主たる事業者等を有し、事業を営む中小企業者又は農工商連携・六次産業化に取り組む農林水産業者等	霧島市新市場開拓支援補助金交付要綱 法人及び個人事業主の情報	今年度開始した事務	
32	5142 農地の利用状況調査・利用意向調査等関係事務	農業委員会	農業委員会事務局	振興グループ	農地法30条に基づき農地の利用状況調査を年1回実施、農地法32条該当農地の利用意向調査を調査する。農地法2条に該当しない農地に非農地通知を发出する。	H22.4.1	H26.4.1	霧島市内に農地を所有している所有者若しくは相続権者等	外部提供:農林水産部 農政畜産課 耕地課、総務部 税務課、公益社団法人 鹿児島県地域振興公社 個人情報の収集先:総務部 税務課、市民課 「資産状況=農地」	過年度に開始した事務	
33	5143 全国農地情報公開システム整備事務	農業委員会	農業委員会事務局	振興グループ	農地法52条の2に基づき農地台帳の整備を行うとともに、同法52条の3に基づき農地台帳及び農地の地図を公表するため、全国情報公開システムの整備を行う。	H26.4.1		霧島市内に農地を所有している所有者及び所有者の親族若しくは相続権者等	外部提供:農林水産部 農政畜産課 耕地課、総務部 税務課、鹿児島県、公益社団法人 鹿児島県地域振興公社 個人情報の収集先:総務部 税務課、市民課 「資産状況=農地」	過年度に開始した事務	
34	5145 PA連携活動に関する事務	消防局	北消防署	救急係	救急事案のうち傷病者が心肺停止の場合や高層ビル等で搬送困難な状況において、ポンプ隊等が支援のために出動したときの活動内容の報告書	H17.11.7		傷病者	個人情報の収集先:県警、家族、友人、勤務先等の関係者、発生場所が宿泊施設、商業施設の場合はその管理者	当初から取扱いのある事務	
35	5148 救急収容証に関する事務	消防局	北消防署	救急係	傷病者を医療施設に搬送した際に、医師に所要事項を告げ、特に必要があると認める場合は、傷病者収容証に所要事項を記入し、医師又は引受人から記名押印を受ける被救護者の引渡 ※救急業務規程第17条	H17.11.7		傷病者・担当医師	個人情報の収集先:県警、家族、友人、勤務先等の関係者、発生場所が宿泊施設、商業施設の場合はその管理者	当初から取扱いのある事務	
36	5149 プレホスピタルレコードに関する事務	消防局	北消防署	救急係	病院前救護における観察、処置、傷病者の情報等、収容医療機関との情報共有や伝達を円滑に行うことを目的とする。	H17.11.7		救急事案対象者	個人情報の収集先:県警、家族、友人、勤務先等の関係者、発生場所が宿泊施設、商業施設の場合はその管理者	当初から取扱いのある事務	

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
37	5150 救助出動報告に関する事務	消防局	北消防署	救急係	救急出動における出動の記録を作成する。※ 救助業務規程第13条	H17.11.7		傷病者・通報者(警察機関含む)・協力機関 等	個人情報の収集先: 県警、家族、友人、勤務先等の 関係者、発生場所が「宿泊施設、商業施設の場合は その管理者	当初から取扱 いのある事務	
38	5152 住宅防火診断に係る事務	消防局	北消防署	警防係	独居老人宅、身体障害者宅を把握することで災 害時の救助活動を容易にする。※消防警備規 程	H17.11.7		独居老人、身体障害者、診断先の市民		当初から取扱 いのある事務	
39	5153 再燃防止に関する事務	消防局	北消防署	警防係	火災鎮圧後、消防隊が火災現場を引き揚げる 時、再燃しないよう火元者に注意を促すため、 再燃防止依頼者を交付し、交付記録を残す。※ 警備規程第40条	H17.11.7		火災関係者		当初から取扱 いのある事務	
40	5154 噴火又は地震災害警備に関 する事務	消防局	北消防署	警防係	災害の情報収集や通信連絡等を強化し避難者 の誘導を容易にする。※警備規程第17条	H17.11.7		避難者	必要に応じ避難者の健康状態、障害の有無、程度な どの情報を収集する。	当初から取扱 いのある事務	
41	5155 重点特殊建築物警備計画に 関する事務	消防局	北消防署	警防係	地理・水利・建築物の内容物、災害弱者など把 握し記録を作成する。※警備規程第13条	H17.11.7		市民		当初から取扱 いのある事務	
42	5156 大規模な火災非常警備に関 する事務	消防局	北消防署	警防係	警防活動上支障となる火災発生現場の周囲の 状況を把握する。※警備規程第15条	H17.11.7		災害弱者		当初から取扱 いのある事務	
43	5157 特異な出動報告に関する事務	消防局	北消防署	警防係	火災・救急・救助など災害以外の特異な出動に おける記録を作成する。	H17.11.7		事故関係者		当初から取扱 いのある事務	
44	5158 災害調査報告に関する事務	消防局	北消防署	警防係	災害調査における出動の記録を作成する。(処 務規程第27条)	H17.11.7		災害事故の関係者・警察機関		当初から取扱 いのある事務	
45	5159 風水害等危険区域警備に関 する事務	消防局	北消防署	警防係	危険区域の把握により、災害時地域住民の避 難誘導を容易にする。※警備規程第16条	H17.11.7		危険区域周辺の住民(公民館長含む)		当初から取扱 いのある事務	
46	5160 火災出動報告に関する事務	消防局	北消防署	警防係	火災等の出動時における記録を作成する。※ 処務規程第26条	H17.11.7		火元・第一発見者・類焼者・初期消火者		当初から取扱 いのある事務	
47	5162 防火管理者等における工事中 の消防計画に関する業務	消防局	北消防署	予防係	防火管理者は消防設備の点検及び整備、火気 の使用又は取扱に関する監督、避難又は防火 上必要な構造及び設備の維持管理を行わな ければならない。※消防法第8条第1項S52消防予 第204号	H17.11.7		各防火対象物の防火管理者及び届出者		当初から取扱 いのある事務	
48	5163 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・ 取扱に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災予防又は消火活動に重要な支障を生ずる 恐れのある物質で、政令で定めるものを貯蔵し 又は取扱者は、あらかじめその旨を消防長に 届けなければならない。※消防法第9条の3	H17.11.7		取扱者		当初から取扱 いのある事務	

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
49	5164 建築通知書業務に関する事務	消防局	北消防署	予防係	特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、消防同意を必要としない建築物の確認申請書を工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。※建築基準法第93条第4項	H17.11.7		建築主その他の設計・施工者等		当初から取扱いのある事務	
50	5165 建築同意業務に関する事務	消防局	北消防署	予防係	建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、用途の変更もしくは使用についての許可、認可を確認する。※消防法第7条	H17.11.7		建築主その他の設計・施工者等		当初から取扱いのある事務	
51	5166 特例認定決定通知に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して遵守していると認められた場合、その旨を表示できるとともに、点検報告の義務を3年間免除される。※消防法第8条の2の3	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務	
52	5167 建築調査業務に関する事務	消防局	北消防署	予防係	建築申請書を書類審査、現地調査したときの記録 ※建築同意事務処理規程第6条	H17.11.7		建築申請者		当初から取扱いのある事務	
53	5168 検査済証業務に関する事務	消防局	北消防署	予防係	消防長は消防用設備等が技術基準又は維持計画に適合していると認めるときは、防火対象物の関係者に対して検査済証を交付すること。※消防法施行規則第31条の3第4項	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務	
54	5169 防火対象物点検結果に関する業務	消防局	北消防署	予防係	防火対象物のうち、火災予防上必要な政令で定めるものの管理権原者は定期に火災予防上必要な点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。※消防法第8条の2の2	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務	
55	5170 消防用設備点検結果に関する業務	消防局	北消防署	予防係	防火対象物の関係者は、消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に一定の資格を有する者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告させる。※消防法17条3の3	H17.11.7		点検業者	点検業者等の法人に関する情報	当初から取扱いのある事務	
56	5171 立入検査結果通知書の交付に関する業務	消防局	北消防署	予防係	査察の結果著しい不備欠陥がある場合で特に必要があると認める時に立入検査結果通知書にて指示する。※霧島市火災予防査察規程第12条	H17.11.7		防火対象物の所有者・管理者・占有者		当初から取扱いのある事務	
57	5172 消防用設備等着工設置に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法令により設置される消防法用設備等が法令の基準に適合しているか事前に書類審査を行う。※消防法第17条の14 上記設備が消防法令の基準に適合しているか検査する際の書類※消防法第17条の3の2	H17.11.7		防火対象物の関係者・工事関係者・甲種消防設備士		当初から取扱いのある事務	
58	5173 罹災証明に係る事務	消防局	北消防署	予防係	罹災証明申請書により、火災等の事実を証明する。※消防局火災調査規程の運用基準	H17.11.7		罹災世帯主		当初から取扱いのある事務	
59	5174 火災原因調査に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災の原因並びに火災や消火の為に受けた損害を調査するほか、火災が拡大した場合には、その理由を明らかにし、事後の火災予防対策等に必要資料を得るため。※消防法第31条、霧島市火災調査規程	H17.11.7		火災建物の関係者、火災の発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考となる情報を提供した者		当初から取扱いのある事務	
60	5175 煙火消費許可に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火薬類取締法に関する煙火消費許可申請に基づき、審査及び立入検査を行い、煙火消費事故の発生を防止する。※火薬類取締法施行規則第48条	H17.11.7		花火大会等を主催する関係者		当初から取扱いのある事務	

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
61	5176	法令等違反処理に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防関係法令に違反している対象物を法令に適合させる為に指導、警告、命令、告発等、段階を経て各種事務処理を行う。※違反処理規程	H17.11.7		違反施設等関係者(所有者・管理者・占有者)		当初から取扱いのある事務
62	5177	消防訓練に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法によって義務づけられている消防訓練を法令の定めるとおりに行われているかを把握するために防火指導を行う。※消防法第8条第1項、施行令第4条第3項、施行規則第3条第11項	H17.11.7		防火管理者		当初から取扱いのある事務
63	5178	道路交通止に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防隊の通行、その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事は、あらかじめ、その旨を消防局長に届けなければならない。※霧島市火災予防条例第45条	H17.11.7		工事関係届出者	工事業者に関する情報	当初から取扱いのある事務
64	5179	火災と紛らわしい行為に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災と紛らわしい煙又は、火災を発生するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防局長に届けなければならない。※霧島市火災予防条例第45条	H17.11.7		届出者		当初から取扱いのある事務
65	5180	炉・ボイラー・乾燥設備に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災予防条例に基づき、火を使用する設備の位置・構造・管理について火災予防上必要な事項を届出させ検査する。※火災予防条例第44条	H17.11.7		申請者		当初から取扱いのある事務
66	5181	水道断水・減水に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防活動上支障を及ぼすおそれのあるものについて、必要な事項を届出させ実情を把握する。※火災予防条例第45条	H17.11.7		工事施工業者	法人に関する情報	当初から取扱いのある事務
67	5182	発電・変電・蓄電池設備に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災予防条例に基づき、火を使用する設備構造・管理について定め火災予防上必要な事項を届出させ検査するものとする。※消防法第9条・火災予防条例第44条・消防法施行規則第14条	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務
68	5183	ネオン管灯・水素ガス・指定洞道に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法の規定に基づき火災予防上必要な事項を届け出る。※火災予防条例第14条、第44条、第45条の2	H17.11.7		各企業の関係者	法人に関する情報	当初から取扱いのある事務
69	5185	少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱い、廃止に関する業務	消防局	北消防署	予防係	指定数量5分の1以上、指定数量未満の危険物及び別表第8条で定める数量の5倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う者はあらかじめその旨を消防局長に届けなければならない。廃止する場合も同じ。※火災予防条例第46条	H17.11.7		各企業の関係者	法人に関する情報	当初から取扱いのある事務
70	5186	ボイラー・少危併設設置に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災予防法令上の基準に適合しているかかの確認事項※火災予防条例第3条～第22条の2	H17.11.7		各企業の関係者	法人に関する情報	当初から取扱いのある事務
71	5187	喫煙・裸火の使用・危険物品持込制限に関する業務	消防局	北消防署	予防係	火災予防条例第23条第1項に基づく喫煙又は裸火の使用を禁止する場所及び当該場所の持込を禁止する危険物品の指定等について必要な事項を定める。	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務
72	5188	防火対象物使用開始届出に関する業務	消防局	北消防署	予防係	令別表第1に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防局長に届けなければならない。※火災予防条例第43条	H17.11.7		防火対象物の関係者		当初から取扱いのある事務

No.	事務の名称	実施機関 担当部	実施機関 担当課	実施機関 担当係	事務の目的及び概要	事務開始日	事務変更 日	対象者の範囲	備考	登録理由	判定
73	5189	防火管理者未選任対象物に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法第8条に基づく防火管理者の選任がなされていない対象物を把握することで違反処理業務を円滑に進める。	H17.11.7		消防法第8条の違反対象物の関係者(法令上違反状態にある者)	個人情報項目 経歴・成績情報のその他:法令違反に関する内容、設備の不備に関する違反情報	当初から取扱いのある事務
74	5190	消防計画作成に関する業務	消防局	北消防署	予防係	政令で定める資格を有する者のうち防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画を作成し、消火、通報及び避難訓練等を行う。 ※消防法第8条	H17.11.7		防火管理者		当初から取扱いのある事務
75	5191	防火管理者選解任に関する業務	消防局	北消防署	予防係	防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、所轄の消防長又は消防署長に届け出ること。	H17.11.7		各防火対象物の防火管理者		当初から取扱いのある事務
76	5192	少量危険物、指定可燃物廃止に関する業務	消防局	北消防署	予防係	届出書により、火災予防条例の基準に適合しているか、否かを審査する。※霧島市火災予防条例第46条	H17.11.7		届出者、設置者		当初から取扱いのある事務
77	5193	防災管理消防計画作成に関する業務	消防局	北消防署	予防係	政令で定める資格を有する者のうち防災管理者を定め、当該防火対象物について消防計画を作成し、避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行う。※消防法36条	H17.11.7		消防法第36条の違反対象物の関係者		当初から取扱いのある事務
78	5194	防災管理者選解任に関する業務	消防局	北消防署	予防係	防災管理対象物の管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、所轄の消防長又は消防署長に届け出ること。※消防法第36条 施行規則第51条の9	H21.6.1		防災管理対象物の防災管理者		過年度に開始した事務
79	5195	危険物施設立入検査に関する業務	消防局	北消防署	予防係	危険物施設の保安安全基準について、立入検査を行い危険物施設からの事故発生を防止することを目的とする。※消防法第16条の5	H17.11.7		危険物施設の設置者、占有者、管理者		当初から取扱いのある事務
80	5196	防火対象物予防査察に関する業務	消防局	北消防署	予防係	査察計画による査察を実施したとき、又は火災予防条例等施行規則に基づく検査及び法に基づく完成検査を行ったときは査察台帳を作成しなければならない。※火災予防査察規程第7条	H17.11.7		防火対象物の所有者、管理者、占有者、関係者等		当初から取扱いのある事務
81	5197	自衛消防組織設置に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入し、かつ、大規模のものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該対象物に自衛消防組織を置かなければならない。※消防法第8条の2の5	H21.6.1		自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物の関係者		過年度に開始した事務
82	5198	防災管理点検結果に関する業務	消防局	北消防署	予防係	消防法施行令第4条の2の4の防火対象物は、災害以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために管理権原者は定期に防災管理上必要な点検を実施しその結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。	H21.6.1		防火対象物の関係者		過年度に開始した事務
83	5199	催し物開催の届出に関する情報	消防局	北消防署	予防係	劇場等以外の建築物その他の工作物における劇場、映画その他の催し物を開催しようとする者は、あらかじめその旨を消防局長に届け出なければならない。※火災予防条例第45条	H17.11.7		催し物を開催する届出者		当初から取扱いのある事務